

町営住宅入居申込み案内

綾町役場

財政課 管財係

TEL 0985-77-2948

FAX 0985-77-2094

## 1 申込みできる方

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある方、その他、結婚する予定の方を含む）があり、入居の際は同時に同居できること。ただし、家族を不自然に分離（夫婦の別居、兄弟姉妹のみの申込み等）した申込みは受付できません。
- (2) 収入が所定の基準に該当している方。（6の入居基準を参照）
- (3) 現に住宅に困窮している方。（原則として、公営住宅に住んでいる方、持ち家がある方は申込みできません。）
- (4) 入居申込者又は同居しようとする親族に、市町村税等の滞納のないこと。
- (5) 町内に住所又は勤務場所を有し、又はしようとする方であること。
- (6) 入居申込者又は同居しようとする親族が暴力団員でないこと。
- (7) 連帯保証人が2名いること。連帯保証人は、原則として綾町内に居住し、独自の生計を営み、かつ入居許可を受けた方と同等以上の収入を有する補償能力の確実な方。  
（保証人は、税金等の滞納などのある方はできません）
- (8) 自治公民活動などに協力できること。
- (9) 家賃及び敷金（家賃の3ヶ月分）を納付する能力を有する方。
- (10) 単身入居者の申し込みについては、資格を必要としますので、お問い合わせください。

## 2 入居申込に必要な書類

- (1) 入居申込書
- (2) 市町村長発行の所得証明書及び納税証明書（無職の方も必要です）  
※世帯主以外にも収入のある方は、所得証明書及び納税証明書を提出してください。
- (3) 住民票の写し（世帯全員）・健康保険証
- (4) 婚約中の人は、婚約証明書  
※婚約者についても所得証明書及び納税証明書を提出してください。
- (5) 身体障害者や母子世帯は、障害者手帳・児童扶養手当受給証書等
- (6) 現在働いていない人は、それを証明するもの（無職証明書・離職票等）
- (7) 生活保護受給者は、福祉事務所長発行の生活保護受給証明書
- (8) 年金受給者は年金改定通知書又は、年額のわかる書類（ハガキ等）
- (9) その他、提出された書類だけで入居資格の審査ができない方については、上記以外の書類を提出していただく場合があります。

## 3 申込書記載上の注意

申込書に記載された事項が、入居の際事実と相違するときは、入居許可を取り消すことになりますから事実を正確に記入してください。

※ 提出書類等の内容について、勤務先等への照会等実態調査を行う場合がありますのでご了承ください。

#### 4 有効期間

申込書の有効期間は受付日から1年間とします。

※ 申込みより1年を経過した方は、申込書を再提出ください。

#### 5 入居の手続

町営住宅の入居を許可された方は、町長の指定する日までに次の手続をしてください。

ア 連帯保証人は、原則として綾町内に居住し、独自の生計を営み、かつ入居許可を受けた方と同等以上の収入を有する補償能力の確実な方2名が必要です。

(保証人は、町営住宅入居者以外で60歳未満の方です。また、税金等の滞納などのある方はできません)

イ 住宅入居敷金として基本家賃の3ヵ月分を納入していただきます。

#### 6 入居収入基準

入居収入基準の政令月収が、一般世帯で15万8千円以下、裁量階層の入居は21万4千円以下であることが必要です。

・計算式 政令月収 = (入居者・同居親族の合計所得 - 公営住宅法で定める控除額) ÷ 12月

申込資格		世帯人数			
区分	収入基準	単身	2人	3人	4人
一般世帯	158,000円 以下	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下
裁量階層	214,000円 以下	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下

※年間収入総額が、上記基準表の扶養親族数に応じた額以下であれば入居の対象になります。

裁量階層とは、身体の障害1～4級の方などの世帯です。